

伊勢崎市監査委員告示第 4 号

監査結果に係る措置について

令和3年3月29日付伊勢崎市監査委員告示第3号で公表した監査結果報告について、地方自治法第199条第14項の規定に基づき伊勢崎市長から措置の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和3年5月31日

伊勢崎市監査委員	光	山	喜一郎
同	高	田	嘉郎
同	新	井	智

(様式1)

監査結果に係る措置通知書

所属部課名 スポーツ振興課華蔵寺公園運動施設管理事務所

No	監査結果 (指摘改善)	措置状況
	<p>歳入関係において、施設使用料が誤って算出されているものがあった。徴収した施設使用料の金額の相違は、市民の行政に対する信頼を損なうおそれがあることから、再発防止に向けて、組織的なチェック体制の再検討を図られたい。</p>	<p>計算誤りのあったソフトボール場使用料について、利用者の理解を得て、2月20日に不足分1,100円を徴収いたしました。</p> <p>再発を防止すべく、管理事務所内で使用料計算研修を実施し、職員間のダブルチェック機能強化を図りました。また、体育施設利用許可申請書担当を新たに置き、一元的に管理することで、使用料計算を厳に適正管理する体制といたしました。</p>

* 監査結果（指摘改善）は、監査結果報告書のとおり記載する。